（不動産登記規則（平成１７年法務省令第１８号。以下「規則」という。）第２０２条の１１第２項第４号及び第２０２条の１６第３項第３号に規定する法務大臣の定める事項を記載した書面の例）

承　諾　書（表題）

○○（地方）法務局　御中（宛先（代替措置等申出書を提出する登記所の表示））

　　　　　　　　　　　　　　　　　令和○年○月〇日（作成年月日）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　登　記　太　郎

（作成者（申出人に限る。）による署名（又は記名押印））

　下記の内容を十分に理解し、必要事項を記載の上、これを提出します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　公示用住所提供法務局等の名称 | 　●●（地方）法務局 |
| ２　申出人の情報 | （ふりがな）氏　名 | （とうき　たろう）登　記　太　郎 |
| 住　所 | 東京都千代田区霞が関１丁目１番１号 |
| 生年月日 | 昭和○○年○月〇日生 |
| 電話番号その他の連絡先 | 000-000-0000○○○＠×××× |
| ３　文書等の取扱いに関する事項**（各事項の内容を十分に理解した上で、□にチェックを付して下さい。）** | ☑　前記２の内容に変更が生じた場合には、速やかに前記１に記載した公示用住所提供者（規則第２０２条の１０に規定する公示用住所提供者をいう。以下同じ。）である法務局又は地方法務局（以下「公示用住所提供法務局等」という。）に変更後の事項を申し出ます。☑　公示用住所提供法務局等が受領するのは、申出人に宛てて公示用住所提供法務局等に送付された文書に限り、文書以外の物は受領しないことを承諾します。☑　裁判所による特別送達、本人限定受取郵便その他の公示用住所提供法務局等において受領することが性質上予定されていない方法によりに公示用住所提供法務局等に送付された文書は、公示用住所提供法務局等において受領しないことを承諾します。☑　公示用住所提供法務局等が受領した文書は、当該受領の日から１か月間に限り公示用住所提供法務局等で保管するものとし、申出人本人又はその代理人がその期間内に当該文書を受領しないときは、公示用住所提供法務局等において当該文書を廃棄することを承諾します。☑　申出人に宛てて公示用住所提供法務局等に送付された物が文書であることを確認するため必要があるときは、申出人の承諾なく、公示用住所提供法務局等において開封その他の必要な処分をすることを承諾します。☑　規則第２０２条の１１第２項第４号及び第２０２条の１６第３項第３号に規定する取扱い（以下「本取扱い」という。）は、次に掲げる日のうち最も早い日に終了し、当該日以後に申出人に宛てて公示用住所提供法務局等に送付された文書その他の物は、公示用住所提供法務局等において受領しないことを承諾します。⑴　公示用住所提供法務局等を公示用住所提供者とする代替措置等申出（規則第２０２条の４第１項に規定する代替措置等申出をいう。以下同じ。）があった日から１０年を経過した日（この法務大臣の定める事項と同様の事項を記載した書面を提出して公示用住所提供法務局等に対して本取扱いの延長を申し出た場合を除く。）⑵　規則第２０２条の１５第１項の規定による代替措置申出の撤回があった日⑶　申出人の死亡の日☑　不動産登記法（平成１６年法律第１２３号）第１１９条第６項の申出に関する情報を保有する法務局又は地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が、本取扱いに必要な限度で、公示用住所提供法務局等に対して当該情報を提供することについて承諾します。☑　公示用住所提供法務局等の所在地に変更があった場合であっても、規則第２０２条の１６第１項の規定による公示用住所の変更申出がない限り、登記事項証明書又は登記事項要約書に記載される公示用住所（規則第２０２条の１０に規定する公示用住所をいう。）は変更されないことを理解しました。☑　公示用住所提供法務局等の故意又は重過失による場合を除き、本取扱いに関して発生した損害について、国は賠償責任を負わないことについて承諾します。 |